

教育訓練給付金講座のご案内

* ECC 日本語教師養成講座 420 時間コースは上記対象講座です。お申込み時に資格のある方はお申し出ください。

**「教育訓練給付金制度」
をご存じですか。**

労働省のキャリアアップや再就職を実現するため、生涯役に立つ資格や特技を身につけることを国がバックアップし、費用の一部を支給する雇用保険の新しい給付制度です。

支給対象者は・・・

受講開始時に雇用保険の被保険者（在職者）で、支給要件期間が通算（*1）3年以上ある方

雇用保険の被保険者であった方（離職者）で、支給要件期間が通算（*1）3年以上あり、かつ喪失した日から（離職期間が）1年以内の方（*2）

雇用保険の被保険者であった方（離職者）で、支給要件期間が通算（*1）1年以上あり、かつ喪失した日から（離職期間が）1年以内の方（*2）で、なおかつ今までに給付金支給を受けていない方

支給額は・・・

厚生労働大臣が指定したコースを受けて修了した場合、その受講のために受講者本人が教育訓練施設に対して支払った、以下に相当する額がハローワーク（公共職業安定所）より支給されます。

・ 入学金・授業料・テキスト代の20% * 上限額10万円

申請する条件は・・・

厚生労働大臣指定のコースを受講し、出席率が80%以上、かつ到達度テストで70%以上取得することが条件となります。

受給資格の有無を調べたい・・・

受講開始日現在で一般被保険者資格の喪失日から1年以内かどうか、支給要件期間が通算3年または5年あるかどうか、明らかでない方は、ハローワークで照会することができます。

ハローワークで配布する「教育訓練給付金支給要件照会票」に必要事項を記入し、ハローワークに提出してください。その際、住所の確認できる書類が必要です。照会結果は「教育訓練給付金支給要件回答書」によって知らされます。

（*1）雇用保険の一般被保険者期間が通算1年または3年以上ある方でも、1年を超える空白期間がある場合は、空白期間以前は通算されません。

（*2）雇用保険の一般被保険者資格を喪失した日以降1年の内に妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始できない日がある場合、ハローワークに申し出ること、当該資格を喪失した日から受講開始までの給付対象となりでも、1年を超える空白期間がある場合は、空白期間以前は通算されません。